鯖江市地域クラブ活動推進協議会
次　第

日時　令和８年１０月２８日（水）　１９時００分～
場所　鯖江市役所　５階　クリエイティブステーション

１．報告事項
　〇鯖江市地域クラブ活動の現状について

２．協議事項
　〇鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について

　〇指導者研修・登録について

２．その他

地域クラブ活動関係の現状について

１．各中学校部活動と休日地域クラブ活動展開状況　（青字：地域展開無し、赤字：休日活動無し）

	鯖江中学校（さばえ SC） 生徒数　730 人	中央中学校（鯖江北 CSC） 生徒数　940 人	東陽中学校（東陽 SC） 生徒数　269 人
地域展開状況	運動部：16 種目 文化部：2 種目	運動部：15 種目 文化部：2 種目	運動部：10 種目 文化部：1 種目
運動部	陸上（男女） バレー　男・女 バスケ　男・女 ソフトテニス　男・女 剣道（男女） 軟式野球 卓球　男・女 柔道（男女） サッカー ホッケー（男女） 新体操　男・女	陸上（男女） バレー　男・女 バスケ　男・女 ソフトテニス　男・女 剣道（男女） 軟式野球 卓球　男・女 柔道（男女） サッカー バドミントン　男・女 水泳（男女）募集停止 体操（男女）⇒体操協会	陸上（男女） バレー　女 バスケ　男・女 ソフトテニス　男・女 剣道（男女） 軟式野球 卓球　男・女 柔道（男女）募集停止 サッカー募集停止
文化部	吹奏楽、合唱、広報、 美術、生活科学	吹奏楽、合唱、美術、生活、 国際交流チャレンジ、 パソコン	吹奏楽、美術、報道
郊外部	硬式・軟式野球、サッカー、なぎなた、硬式テニス等 （学校での壮行会・表彰も出席、卒業アルバムに掲載）		
無所属	ピアノ、塾　等個人の活動　（生徒・保護者の責任のもと活動）		
その他	ボクシング、スラックライン 、ショートテニス、少林寺拳法、スポーツ吹矢　等		

２．地域クラブ活動登録者数（中学生）　※R6・R7 は 12 月時点、R8 は 9 月時点の数値

	学校部活動 登録者数（人）			スポーツクラブ 登録者数（人）			加入率（%）		
	R6	R7	R8	R6	R7	R8	R6	R7	R8
鯖江中	559	558	517	484	485	435	86.6	86.9	84.1
中央中	663	673	623	645	616	544	97.3	91.5	87.3
東陽中	273	272	229	229	213	178	83.9	78.3	77.7
合計	1,495	1,503	1,369	1,358	1,358	1,157	90.8	87.4	84.5

３－１．指導者登録者数　　※R6・R7 は 12 月時点、R8 は 9 月時点の数値

	地域指導者						教員（兼職兼業）					
	運動部			文化部			運動部			文化部		
	R6	R7	R8	R6	R7	R8	R6	R7	R8	R6	R7	R8
さばえ SC	36	30	27	5	3	4	33	27	24	4	4	3
鯖江北 CSC	23	20	16	3	3	3	34	30	33	5	5	4
東陽 SC	22	27	29	0	2	2	14	12	15	2	2	2
合計	81	77	72	8	8	9	81	69	72	11	11	9

３－２．指導者登録者合計・うち有資格者数　　※R6・R7 は 12 月時点、R8 は 9 月時点の数値

	R6		R7		R8	
	総計	有資格者	総計	有資格者	総計	有資格者
さばえ SC	78	6	64	13	58	18
鯖江北 CSC	65	11	58	9	56	10
東陽 SC	38	9	43	7	48	5
合計	181	26	165	29	162	33

４．地域クラブ活動事務局の一本化

・3 つのスポーツクラブごとに分かれている事務局を、令和 8 年度から地域クラブ（中学生）活動については、一本化し 1 つの事務局として運営。

・中学校ごとに分かれていた業務を一体化して行うことによる効率化や情報の共通化が図られた。

５．指導者確保等に関して

〇さばえ指導者資格取得補助金

・公認指導者資格取得の費用を 1/2（上限 20,000 円）を補助し、指導者の質の確保につなげる。

〇大学生による指導者サポート

・福井大学と連携し、地域クラブ指導者のサポート役として、大学生の希望者が活動に参加。

・将来の地域クラブ指導者へとつながることが期待される。

・大学生にとっては単位取得または謝金の受領を選択できるメリットがある。

６．地域クラブ活動の充実について

〇地域クラブ活動活性化事業

・一流の講師による指導を年間通して定期的に実施し、地域クラブ活動の魅力向上や、活動への安心感へとつなげる。

・令和 8 年度は陸上（現地指導＋オンライン指導）と吹奏楽（現地指導）にて、年間 10 回程度の指導を実施中

・陸上の講師は、右代 啓佑 氏（オリンピック 2 回、世界選手権 5 回、アジア大会 3 回）

・吹奏楽の講師は、佐藤 正人 氏（全日本吹奏楽コンクール 33 回出場）

鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）

（趣旨）

第１条　本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年 12 月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、鯖江市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第２条　鯖江市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

一　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

二　適切な活動時間や休養日が設定されていること

三　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

四　適切な指導の実施体制が確保されていること

五　適切な安全確保の体制が確保されていること

六　適切な運営体制が確保されていること

七　学校等との連携が適切に行われていること

八　鯖江市地域クラブ活動推進協議会において決定された認定内容に準じていること

２　前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、鯖江市が認定制度の別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における「２．認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

３　第１項第４号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙２「「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

（認定申請）

第３条　鯖江市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体である中学校区の総合型地域スポーツクラブが各実施主体の申請をとりまとめて、鯖江市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第１号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、鯖江市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を鯖江市教育委員会に提出することにより行うものとする。

ただし、地域クラブ活動の実施主体が個別に申請する場合は、申請ごとに個別に取り扱うものとする。

２　鯖江市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第４条　鯖江市教育委員会は、前条第１項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第２条の認定要件を満たすと認めるときは、鯖江市地域クラブ活動推進協議会に諮り、認定を行うものとする。

２　第１項の規定により認定を受けた、地域クラブ活動は「鯖江市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第５条　鯖江市教育委員会は、前条第１項の規定による認定をしたときは、鯖江市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　鯖江市教育委員会は、前条第１項の規定および鯖江市地域クラブ活動推進協議会により認定をしないこととしたときは、鯖江市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第６条　鯖江市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（3 年間）までとする。

（変更の届出）

第７条　鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに鯖江市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第５号）により鯖江市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第８条　鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに鯖江市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第６号）により鯖江市教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第９条　鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに鯖江市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第７号）により鯖江市教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第 10 条　鯖江市教育委員会は、鯖江市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

一　不正な手段等により認定を受けたとき

二　指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき

三　鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの

申出があったとき

２　鯖江市教育委員会は、第１項の規定により認定を取り消したときは、鯖江市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第８号）により、鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（鯖江市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第 11 条　鯖江市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、鯖江市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものする。

（鯖江市認定地域クラブ活動に対する支援）

第 12 条　鯖江市教育委員会は、鯖江市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものする。

一　生徒・保護者等に対する情報提供

二　地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）

三　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

四　準要保護生徒の属する世帯への支援

附　則

（施行期日）

１　本要綱は、令和８年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

２　令和８年度末までの間は、鯖江市教育委員会は、地域クラブ活動が第２条各号に掲げる認定要件のうち、第２号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

様式第１号（第３条第１項関係）

年　　月　　日

鯖江市教育委員会　殿

団体名
代表者氏名

鯖江市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

鯖江市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第３条第１項の規定により申請します。

（誓約事項）

１　鯖江市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。

２　申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。

３　鯖江市教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL　： E-mail：
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体　　名（うち、中学生　　名）
8	募集対象者	小学生未満　小学生　中学生　高校生　成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの受益者負担	参加費：　　円／月 or 年 保険料：　　円／年 その他：　　円／年
12	添付書類	① 鯖江市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第２号) ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

様式第２号（第３条第１項関係）

鯖江市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

□ 生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

□ 市（区町村）が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

□ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※3

※１　中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２　児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※３　部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1

□ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※１　例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも１日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

□ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

□ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

□ 市（区町村）が定める研修を受講し、市（区町村）に登録された指導人材が活動に携わること

□ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※1

※１　複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市（区町村）等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

□ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

□ 市（区町村）、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること

□ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと

□ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

□ 次の内容を含む規約等※1を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2

- 団体の目的
- 役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること
- 総会の運営など団体の意思決定に関すること
- 会員の入退会、参加費等に関すること
- 予算・決算の審議・承認に関すること

□ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

□ 営利を主たる目的とせずに運営すること※4

□ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※１　運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※２　日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※３　団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※４　市（区町村）が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市（区町村）が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

□ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること

□ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2

□ 市（区町村）が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

□ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市（区町村）や学校との必要な連絡調整を行うこと

※１　平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※２　地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

⑧ 鯖江市地域クラブ活動推進協議会において決定された内容に準じていること

□ 市内にある部活動種目であること

□ 原則、中学校にある種目および活動数であること

□ 鯖江市の公共施設利用団体に登録し、市内施設を活動拠点として活動している実施主体であり、在籍者は市内中学生であっても、同じ中学校生徒のみでの活動でないこと

□ 実施主体に在籍する中学生は原則、鯖江市内中学校に在籍する実施主体であること
ただし、以下の例外に関しては協議をし、決定する※1
・近隣市町で、種目実績・実施していない種目である
・教育的配慮の必要な他市町中学校在籍生徒が在籍している
（人間関係、指導者関連等）
・その他、特別な理由により、他市町中学校在籍生徒が在籍している

※１　運営団体・実施主体（団体代表）、・鯖江市の三者で協議し、認めた場合とする

上記、要件を確認しました。

年　　月　　日

鯖江市教育委員会　殿

団体名
代表者氏名

様式第３号（第５条第１項関係）

年　　月　　日

殿

鯖江市教育委員会

鯖江市認定地域クラブ活動認定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鯖江市認定地域クラブ活動の認定申請について、「鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第５条第１項の規定により下記のとおり認定します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定期間　　年　　月　　日～　年　　月　　日

３．留意事項
（※必要に応じて記載）

以上

様式第４号（第５条第２項関係）

年　　月　　日

殿

鯖江市教育委員会

鯖江市認定地域クラブ活動不認定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった、鯖江市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第５条第２項の規定により下記のとおり通知します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．不認定の理由

以上

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

鯖江市教育委員会　殿

団体名
代表者氏名

鯖江市認定地域クラブ活動変更の届出書

　年　　月　　日付けで鯖江市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第７条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．変更事項

３．変更年月日

４．変更内容　　（新）
　　（旧）

５．変更の理由

以上

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

鯖江市教育委員会　殿

団体名
代表者氏名

鯖江市認定地域クラブ活動休止の届出書

年　　月　　日付けで鯖江市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第８条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．活動休止予定期間

３．休止の理由

以上

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

鯖江市教育委員会　殿

団体名
代表者氏名

鯖江市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年　　月　　日付けで鯖江市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第９条の規定により下記のとおり鯖江市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定取消しの申出の理由

以上

様式第８号（第 10 条関係）

年　　月　　日

殿

鯖江市教育委員会

鯖江市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年　　月　　日付けで鯖江市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 10 条の規定により通知します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定取消しの理由

以上

認定地域クラブ活動指導者登録申請書（例）

申請日：　　年　　月　　日

ふりがな		生年月日	年　月　日	性別	
氏　名		年　齢	申請日時点を記載		
ふりがな					
住　所					
連絡先	TEL　：日中連絡のとれる番号を記載 E-mail：				
勤務先	勤務先名称： 勤務先住所：				
勤務先からの承認	□了承済み　□これから確認する　□事業主のため確認不用 □その他（　　）				
指導競技	指導可能競技				
	活動団体・年数	クラブ名 活動期間	○○クラブ ●●年（xx 年 xx 月～xx 年 xx 月）		
	指導団体・年数	クラブ名 活動期間	××クラブ ●●年（xx 年 xx 月～xx 年 xx 月）		
保有資格・免許	保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載				
鯖江市指導者研修	□受講済　□未受講				
指導可能クラブ	□さばえ SC　□鯖江北 CSC　□東陽 SC □どこでも可能　□その他（　　）				
応募動機	※すでに指導されている場合は記載不要				

誓約書（例）

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年　　月　　日

住　所

氏　名

鯖江市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）比較表

〇修正・追記箇所・・・赤字
〇削除箇所・・・・・・青字

国ひな形	鯖江市（案）
（趣旨） 第１条　本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年 12 月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、●●●市（区町村）として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年 12 月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、鯖江市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。
（認定要件） 第２条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。 一　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること 二　適切な活動時間や休養日が設定されていること 三　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること 四　適切な指導の実施体制が確保されていること 五　適切な安全確保の体制が確保されていること 六　適切な運営体制が確保されていること 七　学校等との連携が適切に行われていること	（認定要件） 第２条　鯖江市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。 一　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること 二　適切な活動時間や休養日が設定されていること 三　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること 四　適切な指導の実施体制が確保されていること 五　適切な安全確保の体制が確保されていること 六　適切な運営体制が確保されていること 七　学校等との連携が適切に行われていること 八　鯖江市地域クラブ活動推進協議会において決定された認定内容に準じていること
２　前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、●●●市（区町村）が認定制度の別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における「２．認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。	２　前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、鯖江市が認定制度の別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における「２．認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。
３　第１項第４号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙２「「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。	３　第１項第４号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙２「「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

（認定申請） 第３条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第１号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を▲▲▲に提出することにより行うものとする。	（認定申請） 第３条　鯖江市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体である中学校区の総合型地域スポーツクラブが各実施主体の申請をとりまとめて、鯖江市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第１号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、鯖江市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を鯖江市教育委員会に提出することにより行うものとする。 　ただし、地域クラブ活動の実施主体が個別に申請する場合は、申請ごとに個別に取り扱うものとする。
２　▲▲▲は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。	２　鯖江市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。
（認定手続） 第４条　▲▲▲は、前条第１項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第２条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。	（認定手続） 第４条　鯖江市教育委員会は、前条第１項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第２条の認定要件を満たすと認めるときは、鯖江市地域クラブ活動推進協議会に諮り、認定を行うものとする。
２　●●●市（区町村）が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第２条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。 ３　第１項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。	~~２　●●●市（区町村）が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第２条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。~~ ２~~３~~　第１項の規定により認定を受けた、地域クラブ活動は「鯖江市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。
（認定又は不認定の通知） 第５条　▲▲▲は、前条第１項の規定による認定をしたときは、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。 ２　▲▲▲は、前条第１項の規定による認定をしないこととしたときは、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第４号）により申請	（認定又は不認定の通知） 第５条　鯖江市教育委員会は、前条第１項の規定による認定をしたときは、鯖江市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。 ２　鯖江市教育委員会は、前条第１項の規定および鯖江市地域クラブ活動推進協議会により認定をしないこととしたときは、鯖江市認定地域クラブ活動

者に通知するものとする。	不認定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。
（認定の有効期間） 第６条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する【年度の年度末／年度の翌年度末／年度の翌々年度末】までとする。	（認定の有効期間） 第６条　鯖江市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（3 年間）までとする。
（変更の届出） 第７条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに●●●市（区町村）認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第５号）により▲▲▲に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。	（変更の届出） 第７条　鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに鯖江市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第５号）により鯖江市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。
（休止の届出） 第８条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに●●●市（区町村）認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第６号）により▲▲▲に届け出なければならない。	（休止の届出） 第８条　鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに鯖江市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第６号）により鯖江市教育委員会に届け出なければならない。
（認定取消しの申出） 第９条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第７号）により▲▲▲に申し出なければならない。	（認定取消しの申出） 第９条　鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに鯖江市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第７号）により鯖江市教育委員会に申し出なければならない。
（認定の取消し） 第 10 条　▲▲▲は、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。 一　不正な手段等により認定を受けたとき 二　指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき 三　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき	（認定の取消し） 第 10 条　鯖江市教育委員会は、鯖江市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。 一　不正な手段等により認定を受けたとき 二　指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき 三　鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

２　▲▲▲は、第１項の規定により認定を取り消したときは、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第８号）により、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。	２　鯖江市教育委員会は、第１項の規定により認定を取り消したときは、鯖江市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第８号）により、鯖江市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。
（●●●市（区町村）認定地域クラブ活動に対する指導助言等） 第 11 条　▲▲▲は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものする。	（鯖江市認定地域クラブ活動に対する指導助言等） 第 11 条　鯖江市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、鯖江市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものする。
（●●●市（区町村）認定地域クラブ活動に対する支援） 第 12 条　▲▲▲は、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものする。 一　生徒・保護者等に対する情報提供 二　地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等） 三　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進 四　■■■■■■■■■■	（鯖江市認定地域クラブ活動に対する支援） 第 12 条　鯖江市教育委員会は、鯖江市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものする。 一　生徒・保護者等に対する情報提供 二　地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等） 三　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進 四　準要保護生徒の属する世帯への支援
附　則 （施行期日） １　本要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。	附　則 （施行期日） １　本要綱は、令和８年〇月〇日から施行する。
（経過措置） ２　令和８年度末までの間は、▲▲▲は、地域クラブ活動が第２条各号に掲げる認定要件のうち、第●号、第●号又は第●号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。	（経過措置） ２　令和８年度末までの間は、鯖江市教育委員会は、地域クラブ活動が第２条各号に掲げる認定要件のうち、第２号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

鯖江市におけるR8認定地域クラブ活動

25.01.20鯖江市地域クラブ活動推進協議会決定

「決定機関」鯖江市（鯖江市地域クラブ活動協議会）（国）認定制度イメージ

「種　目」（国）認定制度イメージ

〇鯖江市が認定する実施主体は、市内にある部活動種目とし、認定においては、国・福井県が示す「認定要件」を満たすこと

「認定数・優先順位」（国）認定制度イメージ

〇鯖江市から承認する数は、原則、中学校にある種目および活動数とし、R3モデル事業から依頼・委託している市内総合型地域スポーツクラブ(以下「総合クラブ」という。)からの申請を優先する

「対象区域・要件」（国）認定制度イメージ

〇鯖江市が委託している運営団体である総合クラブに所属している実施主体である

〇鯖江市の公共施設利用団体に登録し、市内施設を活動拠点として活動しているクラブであり、在籍者は市内中学生であっても、同じ中学校生徒のみでの活動ではないこととする

「在籍者」（国）認定制度イメージ

〇実施主体に在籍する中学生は、原則、鯖江市内中学校に在籍する中学生による実施主体であること
ただし、以下の例外に関しては協議をし、決定する

※例外(運営団体と実施主体（団体代表）、鯖江市の三者で協議し、鯖江市が認めた場合とする)

・近隣市町で、種目実績・実施していない種目である（陸上・新体操　等）

・教育的配慮の必要な他市町中学校在籍生徒が在籍している（人間関係、指導者関連等）

・その他、特別な理由により、他市町中学校在籍生徒が在籍している

「その他」

〇その他必要な事案が発生した場合には、別途協議することとする

※参考資料

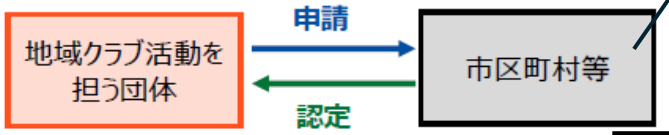
認定制度の概要

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

●**国が示した認定要件等に基づき、市区町村等が認定**を実施

●**地域クラブ側からの申請**を受け、**市区町村等において審査の上、認定**
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示した認定要件に沿って、**市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

※**認定の有効期間**は、**最長３年間の範囲内**で、地域の実情に応じて**市区町村等において設定**

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 （選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は１日２時間程度以内、休日は１日|3時間程度以内 ・週２日以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和８年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

①**生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供**
②**地域クラブ活動の運営等への公的支援**（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
③地域クラブ活動への従事を希望する**教職員の兼職兼業**　④生徒の**大会・コンクールへの円滑な参加**　等

鯖江市

・運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切に運営体制が確保されていれば差し支えない
・JSPO登録した総合型地域スポーツクラブは確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる

（国）「認定クラブ活動指導者」登録制度

1.目的

指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである

２.定義

「認定地域クラブ活動指導者」

３.市区町村等が定める研修

①市区町村等が自ら行う研修　　②都道府県が行う研修

③運営団体が行う研修　　④団体や大学が行う研修

４.登録要件

⑴学校部活動の継承･発展を理解し、資質･能力を備え、研修を受講した者

⑵暴力･暴言･ハラスメント等の行為は許されないことを理解し、こうした行為を生徒同士でも許さないことを誓約した者

⑶過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなどして不適切でない者

（国）「認定クラブ活動指導者」登録制度

５.登録手続き　　鯖江市　ー　研修実施者

登録申請者

６.登録有効期間　最長4年間

７.経過措置　　地域クラブ活動に関する認定制度の経過措置と同様

⇒　一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

8.不適切行為への対応

(1)禁止される不適切行為･･･暴力･暴言･ハラスメント、各種法令違反

(2)不適切行為への対応･･･事案の確認、適切な対応、相談窓口の設置･登録取消

登録指導者に求められる資質・能力　　研修メニュー例

①総論・制度　②基本姿勢・服務規律　③生徒への指導
④安全管理・事故対応等　⑤保護者や学校との連携

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止(適切な集団づくりなど)
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導 （適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
		事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

※１　指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※２　教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※３　なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。

認定クラブ活動指導者
トラブル・危機管理

（Ｒ８）　指導者研修　－　指導者登録

目次（運営団体・指導者・関係者）

地域CDと市で作成中

クラブ（運営団体）

◎活動基本方針	スライド3
◎中学校部活動･地域クラブ活動ガイドライン	スライド4-5
◎地域クラブ活動　認定制度（R8～）	スライド6-8
◎公認指導者資格取得､認定クラブ指導登録制度	スライド9-13
◎情報共有（クラブー指導者ー会員）	スライド14
◎相談窓口の設置	スライド15

指導者・関係者

●指導者の役割、学校部活動の意義の継承 期待される・求められる指導者	スライド17-23
●▲コンプライアンスと暴力･ハラスメント防止	スライド24-32

事故防止・危機管理対応

・地域クラブ活動での事故防止対策対策	スライド34

有資格指導者　◎必須　●一部必須　・免除

▲R7までに県研修会受講者は免除

・具体の予防	スライド35-40
・事故等発生に備えて	スライド41
●応急処置・緊急対応	スライド42
●熱中症（台風・荒天　同様）予防・対応、 発生時対応、重症度	スライド43-52
・不審者対応	スライド53
●施設、物品等の適切な管理	スライド54-55
●学校管理対応（火災・防災編）	スライド56
●事故発生時（ケガ・病気）対応	スライド57-59

情報共有・会員への情報提供

・クラブ、指導者が会員に対しての情報提供	スライド61
・連絡先、活動前準備確認項目	スライド62